

国海査第 503 号の 2
平成 28 年 3 月 22 日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
会 長 榎 田 實 殿

国土交通省 海事局長
坂 下 広 朗



型式承認試験基準の廃止及び制定について

標記について、船舶等型式承認規則第 6 条第 1 項の規定に基づく型式承認試験のための基準を下記のとおり廃止及び制定しましたので、ご連絡いたします。

記

1. 昭和 58 年 8 月 25 日付け海査第 538 号（「油水分離器等の型式承認試験基準の策定について」）中、別紙に定める「3.油分濃度計」、「4.流量計」、「5.船速計」及び「6. バラスト用油排出監視制御装置の監視記録装置」の型式承認試験基準を廃止します。
2. 昭和 62 年 6 月 24 日付け海査第 229 号を廃止します。
3. 新たな国際基準に合致した油分濃度計、流量計、船速計及びバラスト用油排出監視制御装置の監視記録装置の型式承認試験基準を別紙 1 から別紙 4 に定めます。
4. 本型式承認試験基準は、平成 28 年 3 月 22 日から適用します。

